

公益社団法人麴町法人会会費規程

(目 的)

第1条 この規程は、定款第7条の規定に基づき、この法人の会費の収納に関し必要な事項を定めるものとする。

(会費の種類)

第2条 この法人の会費月額は、「別表1」のとおりとする。

(会費の使途)

第3条 前条の会費は、毎事業年度における合計額の20%以上を当該事業年度の公益目的事業に使用する。

(会費の納期)

第4条 会費の納入は年1回とし、毎年6月末日までに納入しなければならない。

ただし新規会員は、入会時に納入するものとする。

2 会費は次の方法により支払う。

(1) 振込

(2) 自動引落し

(3) 集金

(中途入会の会費及び納期)

第5条 事業年度の中途に入会した会員の当該事業年度の会費年額は、入会の日属する月の翌月から年度末までの月数による。

2 前項の会費の納入は、請求書の到着後すみやかに納入するものとする。

(会費の滞納)

第6条 会員が定款第8条第1項第5号に該当すると判断した場合、1ヶ月前に文書により催告し、催告に応じないときは会員資格を喪失する。

(その他)

第7条 この規程に定めのない事項については、理事会の決議を経て取り扱うものとする。

附 則

- 1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。
- 2 この規定は、公益認定を受け移行の登記をした日から施行する。
- 3 平成29年6月15日 会費規程「別表1」改定(平成29年8月1日施行)。
- 4 施行日(平成29年8月1日)の前日において既に会員である者については、当分の間、すでに適用されていた会費規程によることができるものとする。

別表 1

	資本金	月額
正会員	300万円未満	500円
	300万円以上 1000万円未満	1000円
	1000万円以上 5000万円未満	1500円
	5000万円以上 1億円未満	2000円
	1億円以上 10億円未満	4000円
	10億円以上 100億円未満	5000円
	100億円以上	6000円
	医療法人、認定NPO法人、社団法人、財団法人等 公益法人	1000円
	管内に事業所を有する法人	500円
	特別会員	